

公園における

自主管理協定制度と愛護活動



豊中市環境部公園みどり推進課

はじめに

公園は、みなさんがレクリエーションや憩いの場として利用する大切な地域の財産です。

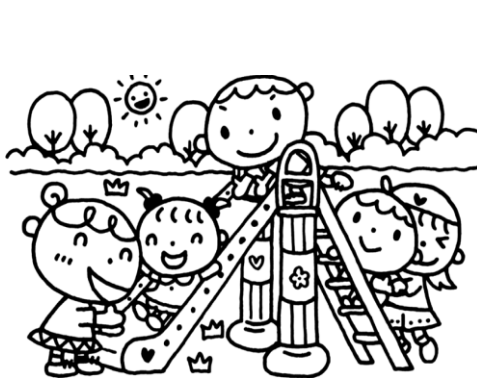
しかし、落葉の掃除が大変なので木をなくしてほしい、家庭ごみを持ち込む、ペットのフンが多くて安心して子どもを遊ばせられない、夜間に騒ぐ人がいて眠れないなど、いろいろな苦情が寄せられます。

このような問題を解決するには、公園の隣接にお住まいの方々、その地域のみなさんや公園利用者が、お互いをよく理解することが大切ではないでしょうか。

これまでの、行政主導型の公園管理・運営ではうまく解決できないことが、地域のみなさんが話し合い、いろいろな知恵を出し合うことで解決できることが多いのではないのでしょうか。

市では、「公園維持管理に関する基本方針」を平成16年に策定し、市民と行政の協働とパートナーシップによる公園づくりを行うために、地域住民と市との役割分担を明確にし、地域住民が自主的に公園運営に参加し、公園を守り育むことで公園に愛着を持ち、地域コミュニティの場として活用してもらうことを目指しています。

この新しい公園運営のしくみを、みなさんのご意見を活かしながら、進めていきたいと考えています。



1. 豊中市の公園の現状と課題

■ ニーズの多様化

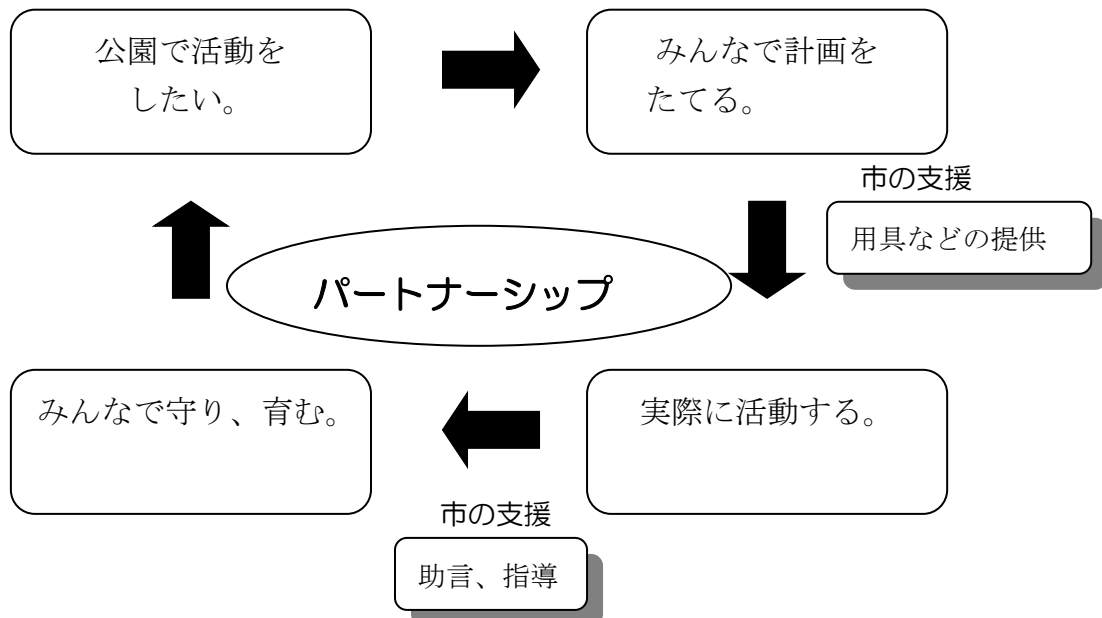
市内には約480ヶ所の公園があり、公園周辺の環境、利用者の年齢構成など、公園をとりまく状況は様々です。公園利用としては、子ども達の遊び場をはじめとして、ゲートボールやグラウンドゴルフ、地域の催しの場など、公園に求められるニーズは多様化しています。

■ 公園の利用状況

本来、公園はだれもがいつでも自由に利用できる公共施設です。しかし、最近では施設を破壊したり、深夜にタムロし大騒ぎしたり、ごみの散らかしやペットのフンを後始末しないなど、公共の場での最低限度のルールを守らない事例が発生しています。

2. これからの公園づくり

これまでの公園の運営は、どちらかといえば市役所がルールをつくり実施してきましたが、これからは地域の財産として、住民のみなさんが主体となり、日頃の美化活動や地域のイベント開催など、地域コミュニティの場として魅力のある空間に再生し、たくさんの人に利用してもらえる空間にしていきたいでしょう。



3. 公園での活動の進め方

身近な公園は、地域のみなさんの財産としてみなさんが安心して気持ちよく使うことができるように日常の清掃、安全パトロール、利用のルールづくりなど、市役所と相談しながら自主的な活動を進めていきましょう。

4. 地域住民と行政の役割分担

地域のみなさんが主体となって進めていく活動に対し、公園が地域コミュニティの場として活用され、愛着を持ってもらうことができるように、市役所は用具の提供やアドバイスなど、活動を支援します。

地域住民の役割	行政の役割
・ 日常の清掃 ・ 除草 ・ 水やり ・ 花壇活動 ・ 遊具などの異常発見時の市役所への連絡など	・ 樹木の管理 ・ 施設の修理・改修 ・ 清掃用具、種子、球根などの提供 ・ 助言、指導 ・ ごみの収集 ・ 活動に対する交付金の給付など

5. 活動を進める上での注意事項

◇無理のない範囲で活動しましょう。

最初から、あれもこれもとなると長続きしにくいものです。余力を残して始めるようにしましょう。

- ① 継続して活動が行えるようにしましょう。
- ② できるだけ多くの人に参加できる活動内容にしましょう。
- ③ 活動状況を地域にPRし、活動の輪を広げる努力をしましょう。

◇みんなで話し合って決めましょう。

新たなルールをつくったり、活動を始めるときには、必ず市役所と相談しながら、自治会などの合意を得ておくと、スムーズに進めやすくなります。

◇安全には気をつけましょう

活動をするときは、けがなどをしないよう十分に留意し、できるだけボランティア保険などに加入するようにしましょう。



地域住民による自主管理協定制度の概要

1. 目 的

地域の財産である公園において、地域住民団体と市とが協働とパートナーシップによる管理・運営を図るため、地域住民団体と市との役割分担を明確にした協定を締結し、地域住民が主体となって公園の良好な環境の保全と地域コミュニティの再生、愛護精神の向上を図ります。

2. 対象となる場所

公園みどり推進課が管理している公園、緑地が対象となります。

3. 役割分担

◇必須項目

- ・原則として月2回以上の清掃活動の実施
- ・遊具や施設などに故障などの異常を発見した場合の市への連絡

◇選択項目

①除草

みなさんだけで対応できない場合は、市が援助します。

②夏期における樹木へのかん水（水やり）

公園によっては、かん水の必要のないところや、水道施設のない所もあります。

③花だんづくり

設置場所や規模などは市と相談をしながら決めていきます。

④その他

その他、竹林での活動や、市と相談のうえ認められた活動など。

活動報告書は四半期ごとに提出をお願いします。

団体名簿などの提出をお願いします。

市の役割

- ①樹木の剪定、刈込み、害虫駆除、補植など
- ②公園施設の修理、改修
- ③自主管理活動に必要な清掃用具などの提供
- ④花壇に関する活動のための種子、球根の提供や用具の貸与
- ⑤清掃活動で発生したゴミの収集
- ⑥協定に基づく活動に対する交付金の給付
など

4. 交付金

市は、みなさんの活動に対し交付金をお支払いします。

金額は、実際の活動区域の面積（協定面積）、活動項目の数により、一定の基準により算出した金額（協定金額）となります。また、支払の時期は、年度末に請求書などの書類を提出していただき、次年度のお支払となり、予算の範囲内でお支払いします。

5. その他

1公園につき協定を締結できるのは1団体となります。

同じ公園で複数の団体が活動を希望される場合は、1団体になるように地域でとりまとめをお願いします。

ただし、一定規模を超える公園で市長が協定区域を分割することが必要であると認めた場合はこの限りではありません。



公園愛護活動制度の概要

1. 目的

地域の財産である公園において、地域住民と市とが協働とパートナーシップにより連携を図り、地域住民が主体となって公園の良好な環境の保全と地域コミュニティの再生、愛護精神の向上を図ることを目的とします。

2. 対象となる場所

公園みどり推進課が管理している公園、緑地が対象となります。

3. 活動内容

住民の活動

◇活動内容

- ・原則として月1回程度の清掃活動、花だんづくりなどの実施
- ・その他、公園等における愛護活動

市の役割

- ①樹木の剪定、刈込み、害虫駆除、補植など
- ②公園施設の修理、改修
- ③公園愛護活動に必要な清掃用具などの提供
- ④花壇に関する活動のための種子、球根の提供や用具の貸与
- ⑤清掃活動で発生したごみの収集
- ⑥その他

(お問い合わせ)

豊中市環境部公園みどり推進課

Tel 6843-4000

Fax 6845-5813